

令和7年度埼玉県運動部活動インターンシップ 実施要項

埼玉県教育委員会

1 趣 旨

スポーツは、「楽しむ」「仲間を尊敬し合う」「ルールを尊重する」など、固有の特徴を持つ文化であり、次代を担う人材の育成にも大きな貢献が期待されている。

この事業は、生徒がスポーツにふれあう貴重な場である運動部活動に、専門性を有する大学生等を指導者として派遣し、大学生等が生徒とともにスポーツを体験し、スポーツの持つ素晴らしさを伝えることで、青少年の健全な育成を図ろうとするものである。

また、大学生等に運動部活動で生徒とふれあう指導実践の機会を提供しようとするものである。

2 派遣対象運動部

派遣対象運動部活動は、中学校 20 競技、高等学校 37 競技を原則とする。※1

3 指導者の推薦・委嘱等について

- (1) 大学生（短大生を含む）の指導者については、関係大学もしくは指導を希望する中学校あるいは高等学校から推薦された者の中から、県教育委員会が運動部活動指導者にふさわしいと判断した者を委嘱・派遣する。
- (2) 非常勤講師で勤務している者については、所属学校長から推薦された者の中から、県教育委員会が運動部活動指導者にふさわしいと判断した者を委嘱・派遣する。
- (3) 指導者は指導者講習会を必ず受講するものとする。

4 指導内容

- (1) 運動部活動における生徒への技術指導の補助及びスポーツの素晴らしさを体感してもらう活動。
- (2) その他、部活動において校長が必要と認める業務。

5 指導期間及び指導回数等

- (1) 指導期間 令和7年5月19日（月）から令和8年1月30日（金）まで
- (2) 指導回数 年15回以上
- (3) 留意事項 各学校の顧問教諭との共通理解のもと指導に当たる。
（1回の指導時間は、2時間程度とする）

6 派遣校の決定

各県立学校、市町村教育委員会や中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟等と連携・調整し、県教育委員会が決定する。

7 指導者講習会

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 16時00分～17時00分
(受付15:30～)
- (2) 会 場 知事公館(大会議室) 予定
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤4-11-8
Tel 048-824-2111
- (3) 内 容 指導に関する講義、運動部活動の現状と課題・安全対策等の講習
- (4) 配布資料 運動部活動指導資料、学校体育必携、教育行政資料等

8 その他

- (1) 本事業は、本県の教員を目指す大学生(短大生含む)や非常勤講師を対象とする。
(保健体育科の教員を目指す者以外にも、他の教科等の教員を目指す大学生や非常勤講師も対象とする。)
- (2) 希望する校種の運動部活動において、その競技の実技示範が十分可能であること。
- (3) 本事業は、謝金や交通費なしのボランティア活動とする。
- (4) 講習会における資料については無償配布とする。
- (5) 指導期間における傷害保険については個人負担とする。
- (6) 本事業を修了した者には、県教育委員会が修了証を交付する。

この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

※1 派遣予定運動部活動

1	陸上競技	2	水泳(競泳・水球・飛込)	3	バスケットボール	4	サッカー
5	ハンドボール	6	軟式野球	7	体操(器械・新体操)	8	バレーボール
9	ソフトテニス	10	卓 球	11	バドミントン	12	ソフトボール
13	柔 道	14	剣 道	15	相 撲	16	スキー
17	スケート	18	ラグビー	19	テニス	20	ダンス
21	ボート	22	自転車	23	弓 道	24	登 山
25	レスリング	26	ボクシング	27	フェンシング	28	ウエイトリフティング
29	ホッケー	30	馬 術	31	空手道	32	アーチェリー
33	カヌー	34	なぎなた	35	少林寺拳法	36	ライフル射撃
37	硬式野球						

※中学校は1～20競技、高等学校は1～37競技。